

研究開発評価に係る委員会等の公開について

1. 産業構造審議会評価ワーキンググループ

産業構造審議会運営規程第4条及び第16条により、評価ワーキンググループ（以下、評価WG）については、以下のとおりとしている。

- (1) 評価WGは、原則、公開とする。
 - ・開催日程は、事前に経済産業省のホームページに掲載する。
 - ・傍聴については、評価WGの運営に支障を来さない範囲において認める。
- (2) 議事録（記名）は、原則、会議終了後1ヶ月以内に作成し、経済産業省のホームページに掲載する。また、議事要旨（無記名）については、原則、会議の翌日までに作成し、経済産業省のホームページに掲載する。
- (3) 配布資料（公開できるもの）は、原則、経済産業省のホームページに掲載する。
- (4) 知的財産権の保護等の観点から、評価WG座長の判断により、評価WGを非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨等には評価WGが非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

2. 評価検討会

評価検討会については、評価WGに準じて開催している。

したがって、原則、会議は公開、資料は公表される。知的財産権の保護等の観点から、評価検討会座長の判断により、非公開とすることができまするものとし、議事録、議事要旨の扱いも評価WGと同様とする。

【参考】産業構造審議会運営規程（平成13年1月15日） （抜粋）

第4条 審議会は、原則として会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

第16条 第1条から第5条までの規定は、WG等に準用する。